



(参考仮訳)

プレスリリース No. 09/268  
即時解禁  
2009年7月29日

国際通貨基金 (IMF)  
米国・ワシントン DC

### IMF の低所得国向け金融支援、かつてない規模で拡充へ

国際通貨基金 (IMF) 理事会は、世界経済危機のなか、低所得国向け支援の財源の大幅な拡充を盛り込んだ、かつてない規模の支援策を承認した。IMF 保有金の売却益を含む財源拡充により、IMF の譲許的融資枠は 2014 年までに最大 170 億ドル増加し、このうち当初 2 年間で最大 80 億ドル増える見通しである。また IMF は、すべての低所得国加盟国を対象に、譲許的融資の債務残高の利払いを 2011 年末までゼロとすることを表明した。さらに、一連の新しい融資制度もこの拡大された支援策の土台になる。

ドミニク・ストロスカーン IMF 専務理事は「このたびの措置により、サブサハラ・アフリカ地域をはじめとする世界の貧困国に対する IMF 支援は、かつてない規模で拡大する」と述べた。「G20 各国は先般、IMF に対し、低所得国に大打撃を与えた世界経済危機に対処するよう要請した。世界の貧しい人々を支援するべく、我々は、歴史的な一連の措置をもって対応している。新たな資金とその資金を提供する新たな手段を活用することで、何百万もの人々を貧困の危機から救えるだろう」

世界経済危機への対応の一環として、IMF は既に低所得国への金融支援を 2 倍以上へ拡大させている。このたびの新たな支援策は、今後数年間にわたる大幅な追加措置となる。主な内容は以下の通りである。

- **低所得国向け譲許的金融支援の強化。** IMF の譲許的融資枠を、2014 年までに最大 170 億ドル拡大する。このうち当初 2 年間で最大 80 億ドル増やす。これは、向こう 2-3 年で 60 億ドル規模の新規融資を求めた G20 の要請を上回るものである。
- **利払いの免除。** 低所得国の危機対応を支援するため、IMF の譲許的融資は 2011 年末まで利払いが免除される。

- IMF 融資制度の譲許性を恒久的に高める。2011 年以降についても金利を見直すメカニズムを活用する。
- 一連の新しい融資制度。低所得国の多様なニーズに対応し、危機に伴う諸問題への対処により適したものとなっている。
  - 拡大クレジット・ファシリティ：柔軟な中期的支援を提供。
  - スタンドバイ・クレジット・ファシリティ：短期的もしくは予防的ニーズに対応。
  - ラピッド・クレジット・ファシリティ：限定的なコンディショナリティーの下で緊急支援を提供。

さらに IMF 理事会は先般、2,500 億ドル相当の特別引出権（SDRs）の一般配分に関する専務理事提案を支持したが、この一般配分のうち 180 億ドル超は低所得国の外貨準備の積み増しに寄与する。IMF 総務会の承認を得た場合、この SDR 配分は 8 月末に実施される。

IMF が新たな融資枠のコミットメントを実施するためには、加盟国からの拠出によって 90 億 SDR 相当の追加的な融資財源を確保する必要がある。また譲許的金利に係るコストをカバーするために、15 億 SDR 相当の新たな補助的資金を確保する必要があるが、これは想定される金売却による収益や加盟国の拠出など、IMF の内部財源から調達される。

ストロスカーン専務理事は「これらすべての措置は、世界の貧しい人々を支えるための IMF の歴史的な取り組みを示すものである」と述べた。また IMF の新たな融資制度はいずれも貧困削減と成長の実現をこれまで以上に重視し、社会的支出などの優先的な支出項目を保護していくと語った。

IMF はすでに今年、IMF の支援プログラムのコンディショナリティーについて、より柔軟なアプローチを取ることを発表し、すべてのプログラムにおいて構造改革の条件を簡素化した。低所得国向けの中期的プログラムについても、構造改革のコンディショナリティーをより柔軟にし、各国の状況に適した中核的な目標に焦点を絞るようになる。また IMF 支援プログラムでは、大半の低所得国について、危機対応の間、財政赤字が拡大することを支持している。

「危機の当初より、我々は加盟国の話に耳を傾け、対応を行ってきた」とストロスカーン氏は述べた。「このたびの IMF 支援の拡大は、これら低所得国が自らが招いたわけではない現下の危機を克服できるよう支援するのみではなく、危機の後、貧困対策における進展に道を開くものとなるだろう」

